

横浜市立上大岡小学校

いじめ防止基本方針

～すべての児童が安全・安心な学校生活を送れるように～

平成26年3月20日策定

令和2年3月24日改訂

令和4年3月25日改訂

令和5年3月31日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

学校が児童にとって「誰もが安心して豊かに学べる場」であるために、児童、教職員一人ひとりが「いじめは絶対許さない」という共通認識に立って、些細なサインも見逃さずに「いじめ」のない学校づくりに努めていく。

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

③ 上大岡小学校いじめ防止基本方針策定の目的

上大岡小学校では上記の考え方のもと、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- ① いじめを未然防止するため、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② いじめの早期発見のための「いじめを許さない・見過ごさない雰囲気作り」に努める。
- ③ いじめの早期解決のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- ④ 当該児童の安全を保障するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応していけるよう、相談体制・指導体制の充実を図る。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の組織の設置及び組織的な取組

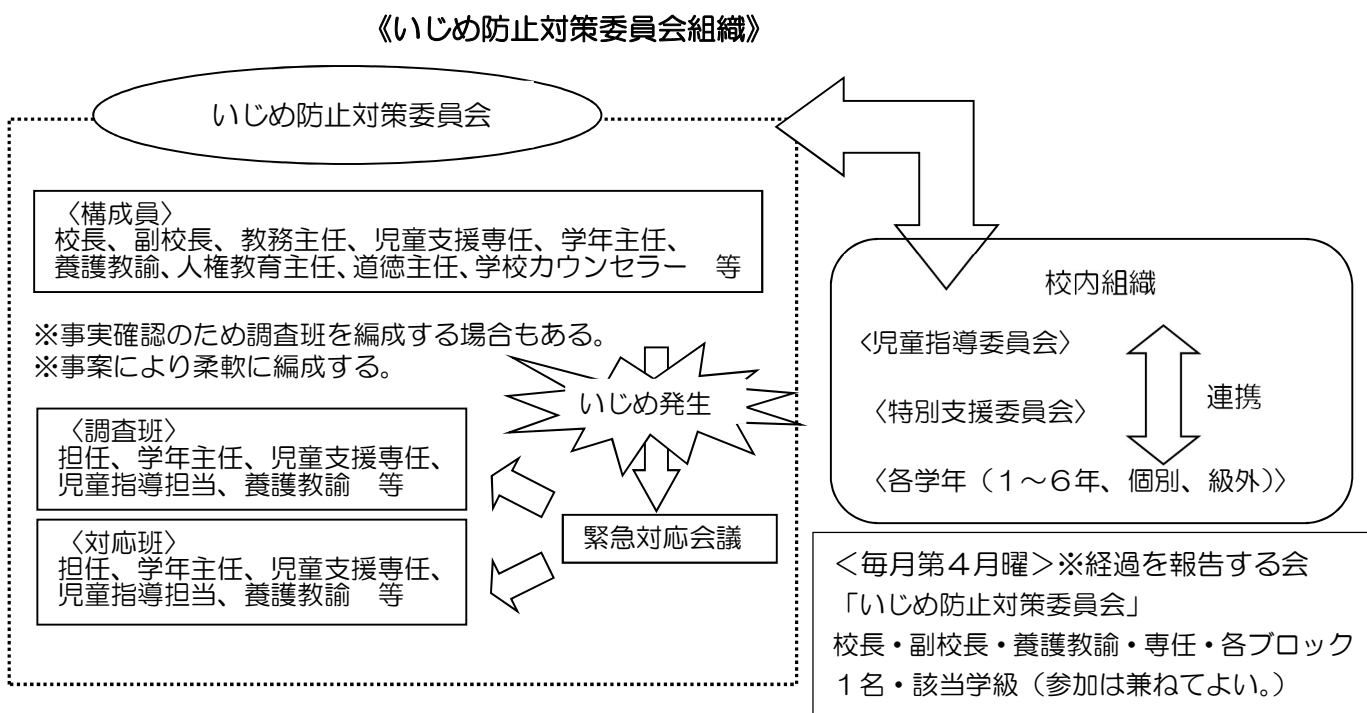
本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組をする。

① 「学校いじめ防止対策委員会」の設置について

- いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、学年主任、児童指導・特別支援委員会を中心に、養護教諭、学校カウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

② 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核になって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCA サイクルでの検証を行う。



② 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うもので、教職員共通理解のもと、具体的に次のような活動を進める。

- 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
 - ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る日頃の情報の収集と共有、記録を行う。事実関係の

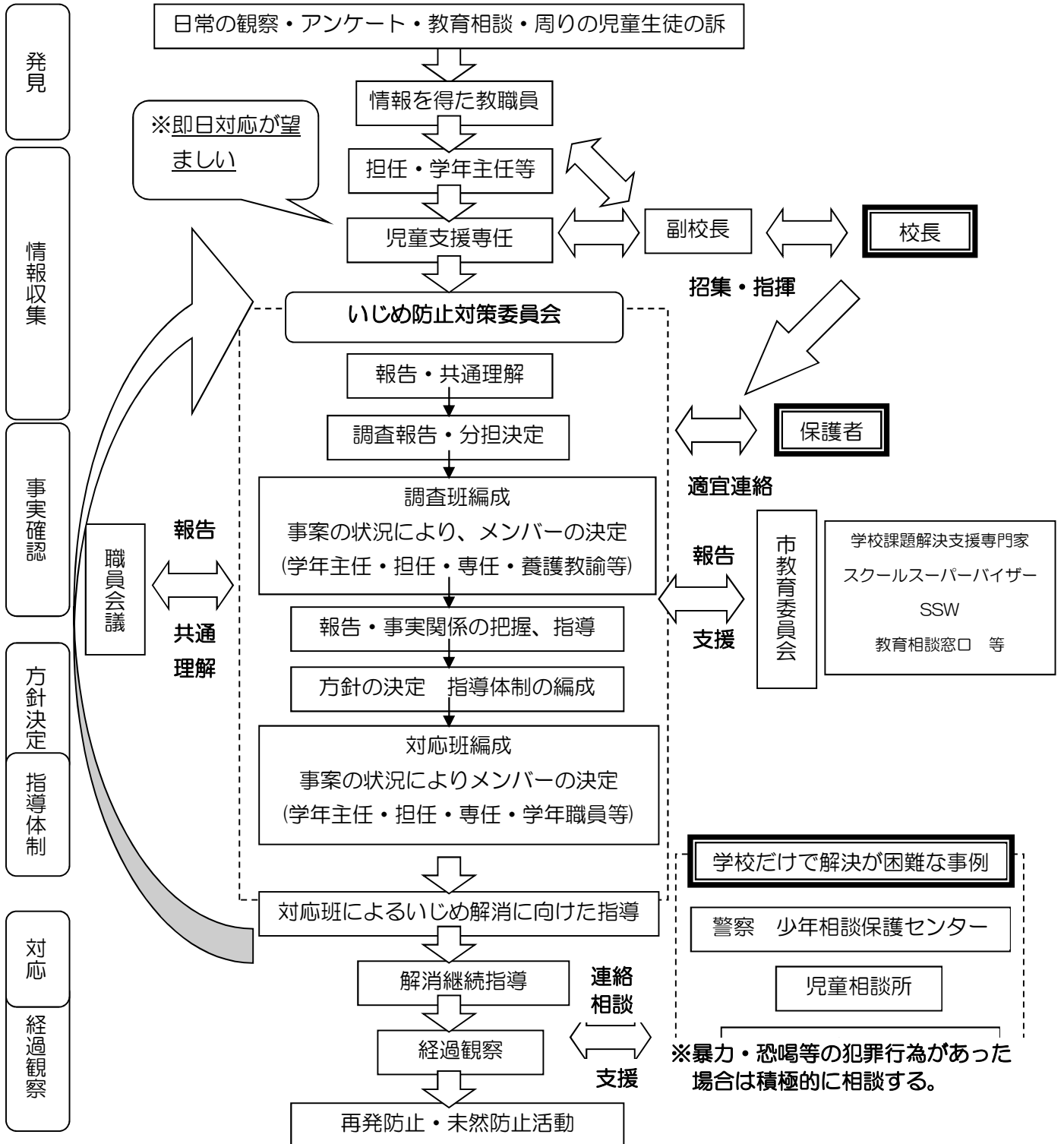
把握といじめであるか否かの判断をする。

- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する児童体制、対応方針の決定と保護者の連携等の対応を実施する。

●取組の検証

- 「学校いじめ防止基本対策方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 年間計画に基づき、校内の教職員研修を実施する。
- 点検と見直しを行う。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



3 いじめ防止及び早期発見のための取組

① 未然防止～いじめが起こらない学級・学校づくり～

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域、学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

【取組内容】・授業づくり・集団作り・人権教育や道徳教育の推進・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

② 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

【取組内容】・教職員研修・見守り体制の強化・迅速な情報共有・アンケートの実施・情報モラル教育の推進
・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置、早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

【取組内容】・いじめ防止対策委員会での情報共有・対応方針決定・記録の徹底・被害児童保護者への支援
・加害児童保護者への指導と支援・保護者との連携・関係機関との連携

④ いじめの解消

いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保することが必要である。支援内容、情報共有、教職員の役割分担等、計画したプランを確実に実行する。「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童、周りの児童について注意深く観察することを継続していく。

「いじめの解消の要件」少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員等への研修

いじめの問題に全職員、学校全体で取り組むために、教職員自らが自身の資質や専門性を高めるとともに、チームとして対応するための一致した方針や実態の認識に立つ必要がある。そのために専門性の高い講師を招いての研修や、教職員の意識を高める実践的な研修を、計画的に行う

⑥ 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」「地区懇談会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みをつくる。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	取組内容
年間	「いじめ防止対策委員会」(月1回・必要に応じて随時)	
4月	年間計画と重点指導内容の確認と引継ぎ 児童理解研修	入学式・始業式 学年懇談会 家庭訪問
5月	全校オリエンテーリング 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)	学校説明会
6月	YP アセスメント実施・「心の声」アンケート実施	学校運営協議会 学家地連総会
7月	教育相談 (YP アセスメントの結果を参考にしながら。)	個人面談 地区懇談会
8月	横浜子ども会議 教職員校内研修	
9月	中学校ブロック定例会	懇談会
10月	「心の声」アンケート実施・運動会	
11月	YP アセスメント実施	
12月	人権週間・いじめ防止月間の取組(ほめほめ言葉のプレゼント) いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談実施)	個人面談 学校運営協議会
1月	運営委員会による朝のあいさつ運動	
2月	上小音楽会	学校運営協議会
3月	年間の振り返りと見直し 新年度への引継ぎ	懇談会

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- 児童が自殺を意図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査する。

② 発生の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

いじめをうけた児童及び保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の

見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。」